

第41回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

- ◆ 日 時 : 平成27年2月3日(火) 午前10時00分～12時00分
- ◆ 場 所 : 市役所本庁舎 2階 第一委員会室
- ◆ 出席者 : 《審議会委員》(12名/16名)
 - 内田 美穂 東北工業大学工学部准教授
 - 有働 恵子 東北大学災害科学国際研究所准教授
 - 遠藤 信哉 宮城県土木部長(代理:河川課長 金子潤)
 - 小澤 眞虎人 仙台森林管理署長
 - 亀井 義広 (公社)仙台青年会議所副理事長
 - 近藤 初音 (公財)日本野鳥の会宮城県支部
 - 佐々木 卿 北部広瀬川愛護推進協議会会長
 - 鈴木 研司 国土交通省東北地方整備局河川部長(代理:河川環境課長 土田恒年)
 - 西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部
 - 畑中 健一 作並温泉旅館組合 岩松旅館支配人
 - ◎宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授
 - 山田 一裕 東北工業大学工学部教授

(◎:会長 ○:副会長)

《事務局》

- 吉川 誠一 建設局長
 - 渋谷 昭三 建設局次長
 - 遠藤 進 建設局百年の杜推進部長
 - 佐々木 亮 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長
 - 岡本 一郎 建設局百年の杜推進部公園課長
 - 戸羽 智子 環境局環境部環境対策課主査
 - 工藤 哲司 教育局生涯学習部文化財課主幹兼仙台城史跡調査室長
 - 安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長
 - 杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長
- ◆ 欠席者 : 伊藤勝衛委員, 瀬川久美委員, 畠山裕太委員, 嶺岸健二委員 (4名)
 - ◆ 司 会 : 河川課長

<次 第>

- 1 開 会
- 2 議 事(報告事項)
 - (1) 仙台城跡石垣復旧工事及び大広間遺構表示整備に伴う工事進行状況について
 - (2) 環境保全区域における行為制限に関する検討について
 - (3) 広瀬川創生プランの改定について
- 3 閉 会

河川課長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から「第41回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。</p> <p>《配布資料の確認》</p> <p>《新規委員の紹介》</p>
河川課長	<p>伊藤委員、瀬川委員、畠山委員、嶺岸委員からは欠席の連絡を受けている。出席委員が過半数に達しているので、本会議は成立している。これ以降の進行は条例施行規則第5条第1項の規定に基づき、宮城会長にお願いする。</p>
宮城会長	<p>(議事)</p> <p>議事の前に確認する。まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。</p> <p>委員了承</p>
宮城会長	<p>それでは公開とする。</p> <p>傍聴されている方は、会議の円滑な運営を図るため、会議中の注意事項を厳守いただくようご協力をお願いします。</p> <p>次に今回の議事録の署名についてだが、アイウエオ順で委員の方1名に代表してお願いしている。前々回は内田委員、前は伊藤委員にお願いしたので、今回は有働委員にお願いする。</p> <p>有働委員 了承</p>
宮城会長	<p>(議事(1))</p> <p>続いて議事に入る。「(1) 仙台城跡石垣復旧工事及び大広間遺構表示整備に伴う工事進行状況について」、事務局から説明をお願いします。</p>
文化財課	<p>事務局説明 (資料4及び資料5に基づき、文化財課から説明)</p> <p>①仙台城跡本丸北西等被災石垣復旧工事 (資料4)</p> <p>◇復旧概要</p> <p>石垣(本丸北西、中門、酉門、清水門)は崩落部分及び孕みだし部分を修復し、破砕・破損石垣の再現作成を行った。</p> <p>裏込め材は侵入土砂除去による玉石を再使用。木端材、破損石垣も再利用し、地山と裏込め材間に土砂侵入防止材として碎石層を設置。</p> <p>天端は発生した粘性土を利用し、三和土(粘性土、石灰、ニガリ)にて仕上げを行った。</p>

◇工事経過

- 平成23年3月 測量業務委託設計
- 平成24年6月 本丸石垣の撤去及び中門石垣撤去再設置
- 平成25年5月 本丸石垣BCDE面の復旧及び西門石垣撤去再設置
- 平成26年4月 本丸石垣EFGHI面の復旧及び清水門石垣撤去再設置
本丸北西用地買収地と護国神社用地境に侵入防止柵設置

◇作業経過

- (1) 史跡調査委員会、仙台城跡整備委員会の指導・報告を踏まえ、天端50cm程度を念入りに調査。適宜、石垣一個毎撤去後に調査、写真撮影を実施。
- (2) 平成24年度に撤去した石垣5千個の遺跡調査を実施し、台帳作成、崩落石垣の修復に向け、崩落位置等から修復図面を作成。
- (3) 裏込め材となっている玉石は土砂により汚れていたため、フルイ等により分離し、再度復旧材料とした。フルイ後の土砂は集積し、天端三和土や補充土としてストックし、一部を現場にて再利用。
- (4) 文化財であることを鑑み、史跡内の遺物は再使用することを前提とした。不足となる切込石垣は北面石垣を利用。野面石垣は丸森産の自然石を補充使用。
- (5) 天端の仕上げには、三和土を採用。
石積み自体は100%終わっており、現在は附帯工事を行っている。2月16日頃には復旧工事が完了予定、2月25日頃に「仙台城跡線」が開通予定。

②仙台城大広間跡遺構表示等整備工事（資料5）

◇整備概要

- ・本工事は仙台城跡整備基本計画（平成17年3月策定）の一環として、本丸整備ゾーンの内、大広間跡地区の整備（遺構表示）を行うもの
- ・教育学習の場となるほか、一般利用者の広場の利便向上を目的としている
- ・土工事においては、地下の遺構に損傷を与えないよう配慮した
- ・大広間の礎石や間仕切りが分かるよう、自然石を用い当時のスケールで表示
- ・遺構表示面（畳や板があった箇所）は、色別の舗装により表示
（広瀬川条例で定める色彩に適合するよう配慮）
- ・休憩施設として、木製の「あずまや」を1棟設置
- ・雨水排水対策として、排水管を布設

◇工事経過

- 平成26年2月 園内工事支障木伐採（69本）
- 平成26年9月 工事請負契約
- 平成26年10月 工事着手
- 平成27年3月 工事完成予定

整地盛土・礎石表示・間仕切り表示は7～8割終わっている。今後、園内舗装表示・あずまや設置・広場等舗装・道路部舗装表示を行っていく。

<以上>

宮城会長	<p>今回の工事は報告ということで議決を取るものではないが、これまで本審議会では、仙台城跡の樹木伐採について議論し、伐採を認めた経緯がある。そのため、今回の工事でも意見交換を行っていきたい。</p> <p>ひとつ教えていただきたい。石垣の一部に丸森産の石が使われているが、これは昔から丸森産の石が使われていたのか。</p>
文化財課	<p>もともとは国見産の石を牛越橋から運んだとされているが、現状、採掘することはできなかった。自然石を調達できる場所を探したところ、丸森産の石が大きき、風合いが似ており、強度も申し分なかったため、同等の石ということで採用した。</p>
宮城会長	<p>種類はどのようなものか。</p>
文化財課	<p>仙台城の石垣は安山岩質玄武岩が使われていることから、今回も同等のものを使用している。</p>
宮城会長	<p>大広間において、騎馬像のほかに鷲（わし）の碑があり、大震災で破損したかと思うが、これは大広間の部分に重なるのだろうか。</p>
文化財課	<p>ご指摘の碑は「昭忠（しょうちゅう）碑」である。上に設置されているのが鷲（とび）像で、文化財的にも価値が高い。所有者は護国神社となっており、文化庁と協議し補修を進めている。大広間とは重ならないので、今回の整備には関わりはないが、碑の下にも当時の遺構があった可能性はある。</p>
宮城会長	<p>今回の行為地は広瀬川のすぐ背景に位置しており、大々的に整備するものである。広瀬川側の急斜面などは震災等で崩れており、修復してきた経緯がある。景観のコアになる部分なので、委員のみなさんからも活発な意見を願います。</p>
山田副会長	<p>2点伺いたい。一つ目は「あずまや」について。広瀬川や市街側から見て景観上支障とならないか。</p> <p>二つ目は雨水排水について。開削されているところは濁り水が出やすいが、これが直接広瀬川に流れるのか、もしくは調整池のようなものが整備されるのか、既存のものを利用するのか確認したい。</p>
文化財課	<p>「あずまや」に関しては、高さがそれほど高くなく、騎馬像よりも奥まった場所にあるので、景観上支障となるものではない。また、自然木を用いて設置することから、広場から見ても違和感がないと考えている。</p> <p>雨水排水については、以前、騎馬像の周辺に水溜りができやすい状況であった</p>

	<p>ため、北壁の石垣を復旧した際にパイプを設置し、テニスコート脇の長沼から流れる水路へ排水するようにした。がけ地の整備の際、このパイプが本丸からの景観上好ましくなかったことから一旦撤去し、別ルートで長沼から流れる水路へ排水するよう整備した。今回の排水についても、旧中島池や五色沼に入り、長沼からの水路へと流れることから、濁水処理がされたうえで、広瀬川へ放流されることになる。</p>
近藤委員	<p>整備イメージ図や計画平面図を見ると畳の色が3種類あるように見えるが、舗装表示サンプルの石は1種類しかない。ほかの2種類はどのようなものか。</p>
文化財課	<p>サンプルの写真には、主に使われる1種類しか掲載していなかった。ほかの2種類については、若干色あいを変えた自然石で表示し、同系色でイメージがつかめるようにする予定。</p>
宮城会長	<p>(議事(2)) 続いて「(2) 環境保全区域における行為制限に関する検討について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>広瀬川 創生室長</p>	<p>事務局説明 (資料6に基づき、河川課から説明)</p> <p>本審議会は、広瀬川の清流を守る条例に基づいた行為について審議・検討いただくものであり、「水質」に関しては水質保全区域によって、周辺の「環境」については環境保全区域によって、一体的に景観を守っている。本条例はこれまでも見直しを行ってきており、前回の見直しが平成12年から平成13年に実施されているが、そこから10年以上が経過していることもあり、いくつかの課題が浮かび上がってきている。このことから、昨年度より課題の検討を進めている。</p> <p>◇広瀬川の清流を守る条例の概要</p> <p>流域の自然や景観を守るための「環境保全区域」では、建築物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採などの行為に対する許可基準を設定している。</p> <p>本条例の枠組みとして、「条例」では市民・行政・事業者の責務の明確化、清流保全審議会の設置、環境保全区域内での行為の制限などを規定、「施行規則」では具体的な許可基準の規定など、条例の施行に関し必要な事項を定め、「実施要領」では規則で定める許可基準の例外適用などについて定めている。</p> <p>◇環境保全区域の範囲</p> <p>環境保全区域は、上流は青葉区上愛子にある柿崎橋から、下流は太白区根岸の宮沢橋までとし、「特別環境保全区域」、「第1種環境保全区域」、「第2種環境保全区域」の3種類の区域に分け、その地域特性により工作物の新築や宅地の造成、木竹の伐採などの行為を規制している。</p> <p>◇環境保全区域内の行為規制</p>

(1) 建築物の高さ

建築物の高さを10m以下、または20m以下に抑えている。ほとんどの地域では20m以下の制限となっている。

(2) 建ぺい率

環境保全区域の種類と用途地域により30%から60%以下に規制。ほとんどの地域では50%以下、もしくは60%以下の制限となっている。

(3) 空地の確保

建築物を建築する敷地面積の30%以上を、駐車場や通路にならない植栽可能な土地として確保することを義務付け。河川に接する土地では、この30%の土地を河岸線に沿って確保することとしている。この制限は、土地利用の状況により、緩和措置を適用することができる。

(4) 色彩

建築物の色が、広瀬川から見た景観の最も重要な緑に調和する、暖色系でかつあざやかさを抑えた色となるように、マンセル値で規制。

(5) 木竹の伐採

「第1種環境保全区域」及び「第2種環境保全区域」内では5mを越える樹木、「特別環境保全区域」及び「河川に接する土地」では3mを越える樹木の伐採を禁止している。ただし、樹木の移植や代替樹木の植樹をするなど、広瀬川沿いのみどりのボリュームを減らさないような措置を行うことで、行為が認められる場合がある。

(6) 土地の区画形質の変更

宅地の造成などの土地の区画形質を変更する場合にも制限を設けている。

◇行為規制に係る緩和措置

土地所有者の私権に対し制限をかけているが、条例制定時とは社会状況が変わってきたこともあり、土地所有者の一方的な受忍に頼ることにも限界が見えつつあった。そのため、本審議会の専門委員会で規制の見直しについて検討を行い、平成5年から平成14年にかけて審議会に諮りながら規制の緩和を行ってきた。

(1) 屋上緑化の空地への算入

最大15%まで、屋上緑化した面積を空地に算入することを認めている。

(2) 狭隘な土地での空地確保割合の逡減

160㎡未満の狭隘な宅地に限り、確保しなければならない空地の割合を30%から段階的に逡減させ、敷地面積に応じて10%まで緩和。

(3) 植栽による緩和措置

道路や河川、公園などの公共施設に面した部分に樹木を植栽する、または生垣を設置する場合には、みどりが見える部分に限り、その立面面積を空地面積に加算できる（最大15%まで）。

(4) 色彩の制限

「伝統的に工作物又はその意匠に用いられる色彩」や「一般的に用いられる建築資材固有の色彩」については規制の対象外としている。

◇これまでの主な経緯

旧宮城町との合併や社会情勢等の変化に伴い、環境保全区域の拡大及び規制手法の見直しを行った。本審議会や専門委員会で検討した後、平成13年に規則の改正を行い、平成14年に環境保全区域の拡大を実施している。

◇最近の動向（マンション建設に係る訴訟）

前回の審議会でも報告した広瀬川沿いのマンション建設に対する訴訟が昨年終了した。訴えの要点としては、規制の緩和を規定している「実施要領」が、「条例」や「施行規則」による裁量権から逸脱しており違法である、との訴えであったが、原告である周辺住民は「原告適格を有していない」ことから却下となった。

◇新たな合意形成に向けて

近年では景観に対する市民意識が高まりつつあり、今回のこのような訴訟は、広瀬川周辺の景観のあり方についての問題提起であると認識しており、本条例のあり方も含めて新たな合意形成が必要であると考えている。

新たな合意形成に向けた進め方として、第1段階では「現行規制の課題整理」や「運用面での課題整理」を行った。第2段階では、抽出された課題について庁内の関係部署に意見を聴取し、仙台市としての課題への対応方針を整理しており、これまで2回、庁内で検討会議を実施している。

これらの検討を踏まえ、住民との共通認識の形成を目的とした「市民との意見交換」や「アンケート調査」の実施を予定しており、これらを実施する際には、本審議会へ意見を伺いたい。

◇現行規制への意見・要望等

(1)高さ制限

マンションのような高層建築物の高さを抑制しているが、近年では広瀬川沿いの景観を守るため、この20mの規制をさらに厳しくすべきとの意見もある。

(2)色彩制限

建物に使用できる色の範囲が狭いことから、暖色系以外の色彩も使用したいとの要望もある。

(3)空地の確保

マンションのように多くの駐車スペースが必要な場合には、30%の空地確保が困難であり、さらに近年では、複数の車を所有されるケースも増えてきていることから、戸建の住宅においてもこの空地確保が非常に厳しい制限となっている。また河川に接する土地では、空地を河岸線に沿って確保することとなっているが、土地利用の観点から河川沿いで確保するのは困難であるとの意見がある。さらに、建設時には空地を確保していても、自家用車の購入やその他土地利用により、空地を維持していくことが難しいという実態がある。

◇運用上の課題

条例等で定められていない事項については、他の制度等を参考に運用しているが、申請する方にはわかりづらい面があるとともに、審査する側としても判断に困る事例がある。

	<p>(1)用語の定義</p> <p>「自然的環境保全のため確保する土地」がどのようなものなのか明確に表されていないため、認められる土地がどのようなものか明らかにする必要がある。また、「工作物」や「宅地の造成」、「道路」などの用語は本条例で定義されていないことから、他法令で定義されている用語を準用しているが、この扱いを明確にする必要がある。</p> <p>(2)色彩制限</p> <p>規制対象外となる「建築資材固有の色彩」や「伝統的に用いられる色彩」が例示されていない、「黒・白・灰色」などの無彩色の取扱いが不明瞭である、規制対象外となる「アクセント」の範囲が明確にされていない、などの課題があることから、これら扱いが不明瞭であるものを明確にする必要がある。</p> <p>(3)空地の確保</p> <p>河川に接する土地の場合、空地は河岸線に沿って確保しなければならないが、敷地の形状や建物の配置計画などにより、河川側のみでの確保が困難な事例が多々あるため、河川沿いの景観の確保という視点から、河川から視認できる部分への配置も認めるような柔軟な対応を行っている。河川に沿った部分のみで確保することが困難との相談が寄せられている実態を踏まえ、制限の趣旨を含めて検討する必要がある。</p> <p>また、道路や河川、公園などの公共施設に面した部分に植栽を実施することによる緩和についても、「立面面積の算定方法」や「公共施設に面する」という解釈が不明瞭であるため、これらの条件を明確にする必要がある。</p> <p>◇今後のスケジュール</p> <p>平成27年度に予定しているのが、「広瀬川条例のフォーラム開催」と「市民意識調査」である。フォーラムの開催については、広瀬川条例が制定されてから今年度で40周年を迎えたこともあり、本条例が抱えている課題について市民との意見交換を行い、今後の条例のあり方について検討したいと考えている。</p> <p>市民意識調査については、現に制限を受けている地域住民を主な対象とし、本条例の規制についてどのように考えるかなどの意見聴取（アンケート）を行う予定である。</p> <p>これら作業を踏まえ、平成27年度末には市民との合意を形成し、本条例のあり方について整理していきたいと考えている。これらを実施する際には、本審議会へ事前に説明し、意見を伺いたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;"><以上></p> <p>宮城会長 平成27年度には、フォーラムや市民意識調査の前に審議会を開催予定ということで、大事な節目に差し掛かっていると思われる。委員の皆さまから意見をお願いする。</p> <p>内田委員 条例制定からだいぶ時間がたったことから、現状に合わせようとの考えだと思</p>
--	---

	<p>うが、景観の保全に関して規制が厳しくて困っているとの要請と、景観を守ってほしいとの要請のどちらが多いのか。</p>
<p>広瀬川 創生室長</p>	<p>過去の申請状況を調査したところ、「やむを得ない場合」に適用される緩和措置を適用して申請される方が多くなっていることから、緩和を望む声が多くなっていると感じられる。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>条例を考える場合、広瀬川の昔の流れを知っているのかどうかである。昔とだいぶ変わっており、川だったところが河川敷になったり、現在家が建っているところに昔、川が流れたりしていた。澱橋の下流でも、皆さんが河川敷だと思われる土地を、自分ともう一人が所有していたりする（昔、自分の所有地を販売するために測量した際、判明した）。昔の広瀬川の流れを把握しておかないと苦情が来る可能性があるので、よく調べておいたほうがよい。</p>
<p>河川課長</p>	<p>広瀬川の昔の状況などはきちんと押さえておきたい。個々の土地の状況までは難しいと思われるが、条例制定当時の状況などは把握しておく必要がある。</p>
<p>宮城会長</p>	<p>この条例は40年前にできたものである。当時は水質が非常に悪くなったり、がけの上に高層マンションが建ったりといろいろな問題になっていたため、広瀬川の清流を保全する機運が盛り上がりできた条例で、高く評価されたものである。しかし、時代が変わってきたということもあるが、広瀬川周辺のがけについても、非常に崩れやすく保全・修復には時間や労力がかかるということもあり、川沿いというものは変化するものである。この変わるということを含め、これから先どのように対応していくのかを整理しなければならない。</p> <p>そこで確認したい。市民へ意見を聞くとのことであるが、市民にどのような形で聞き、またどの範囲の市民に聞くことを想定しているのか。</p>
<p>河川課長</p>	<p>フォーラムについては、土地の地権者という限られた範囲だけでなく、広い範囲で「広瀬川の景観を守る」という市民の想いを伺いたいと考えている。狭い形でなく、広瀬川全体を大きくとらえながら、景観や土地利用について意見を伺いたい。地権者だけでなく、その周辺の町内の方々、さらに遠方の方々にも自由な意見をいただき、出てきた課題を整理し、これら意見を踏まえて、規制を受けている地権者の方々へアンケート調査を実施する予定である。</p>
<p>山田副会長</p>	<p>自分は河川調査や河川に関する活動を行っており、昔の流れや瀬・淵のあり方について意見交換する機会がある。昔のように戻せないかとの意見を聞くことがあるが、現在は昔と違って治水が進んでおり、流量や流速など安全上の問題から、昔の形に戻すのは難しい状況である。そのため、今の治水を前提とし、どのような河原が形成されるのか、どのような水の流れになるのかを市民にわかりやすく</p>

	<p>提示する機会があったほうが良い。そうでないと、いつまでも「昔はこうだった」という議論が起こる。「治水」と「環境」どちらかだけではなく、これらを共存させなければならないので、今の技術を使った情報を提示していただきたい。</p> <p>また、かつてこの条例がつくられた公害の時代から地球環境問題となっていたときに、広瀬川が持っている多面的な環境の機能のパフォーマンスを下げているいけない。たとえば河川沿いの樹木や樹木を利用した動物の移動などがあり、様々な機能があるなかで、広瀬川条例では樹木の立面面積による緩和があるが、単に面積だけで考えていいのかということ。ツル性の植物や草と樹木では環境のパフォーマンスが違う。二酸化炭素の定量を基にしたボリュームをそろえるなど、環境維持のための見方で整備を進めるような提示が必要だと考える。</p>
宮城会長	山田副会長の意見と同意見である。今の川がどういう状況で流れているのかを明確に示し、議論の共通理解として始めていく必要がある。
有働委員	空地进行を30%以上確保する規制が、緩和規定により最低15%以上となっているが、この根拠や経緯はどのようなものか。30%なければならないのか、15%でもいいのか。
広瀬川 創生室長	30%に設定した経緯については、これまでも過去の資料等を確認しているが、はっきりとした根拠は不明である。そもそもは30%の空地进行を確保してもらい、将来的にはそこを緑化することで広瀬川沿いの景観を創造する、ということを目的としているのだが、実際には緑化が進んでいない状況にあった。緩和措置を検討した際、ただ空間を空けておくだけで緑化されていないという状況よりは、実際に緑化してもらうことでインセンティブを設けた方が良いという議論があった。その上限が、30%の半分までということで15%にしたようである。この点も踏まえ、今後議論していく際には緩和措置のあり方についても、再度整理していきたい。
有働委員	方向性と数値の整合性については、再度検討が必要である。
西山委員	緩和措置を実行したことにより効果があったのか。また、広瀬川の景観について、仙台市としてはどのような方向性で考えているのか。
宮城会長	緩和措置を設けたことでこのような景観の変化が生じたとか、もしくは、緩和措置を設けてもこの程度の景観が維持されている、などがあると、これから先につながると思われる。
広瀬川 創生室長	効果ということであるが、過去3年間ほどの現況を確認したところ、空地进行の確保が申請どおりに継続されていたのが3割程度であった。しかしながら、緩和措

	<p>置を適用し、実際に植栽したものについては緑が確保されているので、この点においては効果があると考えている。ただ空地进行を30%確保させるよりは、ある程度の緑化を義務付けた方が、持続という面からは良いのではという議論もある。</p>
宮城会長	<p>(議事(3)) 「(3) 広瀬川創生プランの改定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
河川課長	<p>事務局説明 (資料7に基づき、河川課から説明)</p> <p>◇策定の経緯</p> <p>広瀬川創生プランは、仙台開府四百年記念事業として平成13年にスタートしたもので、広瀬川に関心のある市民や活動団体に呼びかけ、広瀬川創生プランの素案が作成された。活動を行っている多くの関係者が企画の段階から協働していることが特徴であり、仙台市のシンボルである広瀬川の「自然環境の保全」や「新たな魅力の創出」を目的に、平成17年に策定された。</p> <p>◇広瀬川創生プランの改定</p> <p>策定から10年が経過したことで、今年度当初プランを改定することになり、改定に伴って基本方針を3つ掲げている。</p> <p>(1) 策定当初からの「目的」、「理念」は、まちづくりの視点を補強し、踏襲する (2) プランの活動の中心を担っている「広瀬川市民会議」の推進体制の強化 (3) 実施予定の事業を集約・体系化し、役割分担を明確にする</p> <p>◇目的・基本理念</p> <p>広瀬川を後世に引き継いでいくため、市民の主体的な参画を得ながら広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくことを目的とし、「広瀬川の自然環境の保全」、「広瀬川と共生する暮らしの発見と創出」、「市民と行政との協働」の3つを基本理念としている。</p> <p>◇基本目標と施策の方向</p> <p>6つの基本目標を掲げ、この目標を達成するために15の施策方向を決め、具体的な取組事業を体系化している。</p> <p>◇推進体制</p> <p>広瀬川創生プランは、学識経験者や河川管理者、市民活動団体等から組織される「広瀬川創生プラン策定推進協議会」によって検討・提言を受けている。</p> <p>今回の改定では、プラン推進の実活動を担っている「広瀬川市民会議」の強化として、市民会議の「NPO法人格取得」や「市民ファンドの設置」を検討している。</p> <p>◇具体的事業</p> <p>当初のプランでは70の取組事業があったが、今回の改定では、すでに完了している事業や一本化した事業、中止になった事業や新たに取り組んだ事業などを整理し、67の事業として集約している。</p>

	<p>◇広瀬川清流保全審議会の運営</p> <p>広瀬川の自然を守るうえで重要な役割を担っている「広瀬川清流保全審議会」についても広く知っていただくため、仙台市の事業として新たに盛り込んでいるのでご報告する。</p> <p style="text-align: right;"><以上></p>
宮城会長	今の説明について何か意見はあるか。
佐々木委員	四ツ谷用水から「へくり沢」を通して広瀬川に流れている管きよがあるのだが、夏になると放流口付近で異臭が発生している。広瀬川へ汚水が流れていると思われる、清流が汚れていると感じる。
渋谷次長	下水管にすべて収容されていると思われるが、臭いがあるということなので改めて町内会長と相談させていただく。雨天時には一部排水されていると思われるが、晴天時にも排水され異臭が発生するとなると管が破損している可能性もあるので、再調査する。
亀井委員	具体的な事業はどのようなものがあるのか。実際の詳細な内容は記載されていないようだが。
河川課長	本日、皆さまには詳細なプランの改定案についてお示しできなかったが、現在具体的な事業を一覧にしたものを作成中であるので、3月末にはお示しできるかと思われる。
宮城会長	次回の審議会で確認できるのか。
河川課長	次回の開催までにはお示しできるし、仙台市のホームページにも掲載するので、そこでも確認いただける。
山田副会長	昨年、国で健全な水循環のあり方に関する法律（水循環基本法）が制定されたことを踏まえ、広瀬川のあり方についても、広瀬川をめぐる水循環の健全化に触れながら施策を考えていくことが大事だと思われる。
宮城会長	広瀬川創生プランの対象範囲と広瀬川条例の対象範囲は一致しているわけではないのか。
河川課長	一致しているものではない。創生プランでは、広瀬川の上流端から名取川との合流部を経て、名取川の河口部である閑上までも含めている。

近藤委員	青葉山公園の計画について。前回の審議会でも報告いただいたが、長沼から続いている公園の整備状況や、青葉山公園がいつごろ完成するのかを伺いたい。
公園課長	<p>ご指摘の箇所は青葉山公園の中の追廻地区だと思われる。当該地区は、国有地で500件以上の住宅があったが、公園整備のために移転をはたらきかけていた。多くの協力をいただいております、現在3件の方が残っている状況である。引き続き、現在残られている方には移転の協力をはたらきかけていくが、事業期間である平成28年度までに整備が完了することは難しいと思われる。</p> <p>また、青葉山公園の入り口部分に「(仮称)公園センター」を建築予定であるが、埋蔵文化財の調査を行わなければならない、ここ3年はこの調査を実施している。来年度に結果を取りまとめ、公園センターの基本計画を進めていくという状況である。</p>
近藤委員	野鳥の会では月1回、この地域で探鳥会を実施しているが、竜の口に面する公園の整備もまだ先ということか。
公園課長	そのとおりである。
宮城会長	<p>公園整備についてはまだ先ということである。地下鉄の橋りょうや駅舎は完成してきており、我々がイメージしていたものができあがってきている状況である。それでは、本日の議事はこれで終了とし、マイクを事務局にお返しする。</p> <p>(閉会)</p>
河川課長	<p>本日いただいた意見は、次回の審議会の参考にさせていただく。</p> <p>以上で、第41回仙台市広瀬川清流保全審議会的一切を終了する。</p>

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成 年 月 日

仙台市広瀬川清流保全審議会署名委員

会 長 _____ (印)

委 員 _____ (印)